

「有料自動機の制御システム」事件（特許維持審決取消請求事件）	
事件の表示	令和4年（行ケ）第10112号 判決日：令和5年10月30日 知的財産高等裁判所 第1部
判決	審決維持（原告請求棄却）
参照条文	特許法17条の2第3項
キーワード	新規事項の追加の禁止

## 1. 事案の概要

本事案は、特許第6513856号に係る特許無効審判における維持審決を不服とする審決取消訴訟事件です。争点は、新規性・進歩性違反、及び、補正要件違反（特許法17条の2第3項）でした。今回は、補正要件違反について検討しました。

## 2. 経緯

平成30年4月23日 分割出願  
 平成31年1月08日 拒絶理由通知  
 平成31年3月 7日 拒絶理由通知への対応として、特許請求の範囲の補正（今回の補正要件違反が争われた補正）  
 平成31年4月19日 設定登録  
 令和元年11月8日 特許異議申立  
 令和2年 3月31日 訂正請求  
 令和2年7月 8日付 訂正請求を認容して特許を維持する旨の異議決定  
 令和3年8月24日 無効審判請求  
 令和4年9月28日 特許維持審決  
 令和4年10月28日 特許維持審決取消訴訟  
 令和5年10月30日 請求棄却判決

## 3. 今回の補正要件違反が争われた補正内容

### （1）補正前の本件発明

#### 【請求項1】

現金を投入する現金投入部、前記現金投入部への現金の投入を検知して検知信号を出力する現金投入検知部、および、前記検知信号に基づいて有料自動機の動作を制御する有料自動機制御部を有する有料自動機の制御システムであって、

前記現金投入検知部と前記有料自動機制御部との間に接続されるポイントカード装置

と、

前記ポイントカード装置と電気通信回線により接続される管理サーバと、

前記有料自動機の動作を検知するセンサーとを含み、

前記ポイントカード装置は、前記センサーの検知信号に基づいて前記有料自動機の動作状態を監視し、結果を前記管理サーバへ送信する動作状態監視部を有するものであり、

前記管理サーバは、前記動作状態監視部から送信された前記有料自動機の動作状態を表示する動作状態表示手段を有するものである

有料自動機の制御システム。

**【請求項 2】**

前記センサーは、前記有料自動機の電源コードに接続された電流センサーである請求項 1 記載の有料自動機の制御システム。

**(2) 補正後の本件発明**

**【請求項 1】**

複数のランドリー装置の各々に対応して配置される IC カードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置と前記複数のランドリー装置の稼働状況に関する情報を集める管理サーバとからなるランドリー装置の制御システムであって、

複数のランドリー装置の各々は、現金を投入する現金投入部、前記現金投入部への現金の投入を検知して現金投入の検知信号を出力する現金投入検知部、および、前記現金投入の検知信号の入力に応じてランドリー装置の動作を制御するランドリー装置制御部を有し、

前記 IC カードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置は、前記 IC カードリーダー／ライター部が読み取った情報に基づき前記検知信号と同じ信号を前記ランドリー装置制御部に送出し、接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を出力し (※)、

前記ランドリー装置制御部は、対応して配置されている IC カードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置より出力された前記現金投入の検知信号と同じ信号の入力に応じて前記ランドリー装置を制御し、

前記管理サーバは、前記 IC カードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置が出力した前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を用いて、前記複数のランドリー装置の各々が運転中か否かを示す運転情報を作成し、前記運転情報を前記管理サーバに電気通信回線を介して接続された表示装置を有する端末に提供することを特徴とするランドリー装置の制御システム。

**【請求項 2】**

複数のランドリー装置の各々は、前記複数のランドリー装置を特定するための機器番号を有し、

前記管理サーバは、前記運転情報を前記複数のランドリー装置を特定するための機器番号に関連づけて作成することを特徴とする請求項1に記載のランドリー装置の制御システム。

【請求項3】

前記ICカードリーダー／ライタ部は非接触型であることを特徴とする請求項1又は2に記載のランドリー装置の制御システム。

※請求項1に関して、訂正請求により、「～接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を生成し、かつ出力し、」に訂正されている。

(3) 特許庁（無効審判）の判断

(審決概要)

本件補正は、特許請求の範囲の記載から「前記有料自動機の動作を検知するセンサー」を有する旨の特定を除く旨の補正事項を含むものであり、この補正事項は、具体的には、本件補正前の記載における、「前記有料自動機の動作を検知するセンサーとを含み、」から「前記有料自動機の動作を検知するセンサーと」を削除し（以下「削除A」という。）、さらに、「前記ポイントカード装置は、前記センサーの検知信号に基づいて前記有料自動機の動作状態を監視し、結果を前記管理サーバへ送信する動作状態監視部を有するものであり、」から「前記センサーの検知信号に基づいて」を削除する（以下「削除B」という。）ものである。

即ち、補正前の特許請求の範囲の記載は、「制御システム」が「ポイントカード装置」とは別に「有料自動機の動作を検知するセンサー」を有する旨の特定を含んでおり、削除Aは、この旨の特定を除くものであるといえる。

また、補正前の特許請求の範囲の記載は、「ポイントカード装置」が「有料自動機の動作状態を監視」するにあたって「有料自動機の動作を検知するセンサー」の「検知信号」に「基づいて」行う旨の特定を含んでおり、削除Bは、この旨の特定を除くものであるといえる。

削除A及び削除Bの結果として、本件補正による補正後の特許請求の範囲は、「有料自動機Lの電源コード」に接続された「電流センサー13」（段落【0012】）として例示された「有料自動機の動作を検知するセンサー」の「検知信号」以外により動作状態を監視するものを含むように上位概念化されたものといえる。

...

本件補正の削除A及び削除Bによって、運転中であるか否かの動作状態の監視を、有料自動機の動作を検知するセンサーの検知信号以外に基づくものを含むように特許請求の範囲の記載を上位概念化することは、当初明細書等の記載を総合することで導き出される事項との関係で新たな技術的事項を導入するものとはいえないものである。

#### 4. 審決取消訴訟の内容

##### (1) 原告の主張

ア 本件審決は、本件補正後の特許請求の範囲は、「有料自動機Lの電源コード」に接続された「電流センサー13」（本件明細書の【0012】）として例示された「有料自動機の動作を検知するセンサー」の検知信号以外により動作状態を監視するものを含むように上位概念化されたものであるが、「有料自動機の動作を検知するセンサー」の「検知信号」以外のものを監視する例となる、有料自動機の有料自動機制御部において、有料自動機の動作状態を示す回路素子を監視する例は、当初明細書等の記載に照らして当業者において自明な事項の範囲であるし、センサーの検知信号を監視するものとセンサーの検知信号に基づかない監視するものの両者を含むように上位概念化することも、当初明細書等の記載から自明な事項の範囲であるといえるから、新たな技術的事項を導入するものとはいえないと判断した。

しかしながら、当初明細書等は、「動作状態監視部27」の具体的内容として、有料自動機の動作を検知するセンサーに基づく構成であることを明らかにしていること、当初明細書等の【課題を解決する手段】には、本件各発明のシステムが、有料自動機の動作を検知するセンサーを有しており、センサーの検知信号に基づいて有料自動機の動作状態を監視することが明記されていること、本件審決の「当初明細書等には、特定の信号に基づいて監視する構成に限定されない「動作状態監視部」が記載されているといえる。」とする当初明細書等の解釈は誤りであることからすると、本件審決の上記判断は誤りである。

イ 本件審決は、当初明細書等において、有料自動機の有料自動機制御部10内に有料自動機の動作状態を示す回路ないし回路素子（ラッチ回路、スイッチ、運転ランプ等の素子等）が存在することは、当業者において自明な事項である。」と認定した。しかし、これは証拠に基づかない認定である。また、有料自動機のラッチ回路及びスイッチはいずれも有料自動機を制御するものであって、有料自動機の動作状態を確認するものではなく、運転ランプ等は、飽くまで有料自動機に対する制御によって有料自動機が動いているだろうという推測に基づいて動作表示をしているのであって、実際に有料自動機が動いているかを確認するものではない。さらに、本件補正について補正要件違反を認めなければ、本件発明1には、センサーを含まず、料金収受情報から有料自動機が動いているかを推測するという新たな技術的事項を導入することになり不当である。

##### (2) 被告の主張

ア 補正が新規事項を追加するものであるか否かは、当初明細書等の全ての記載を総合することによって導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものであるか否かによって判断される。当初明細書等には、特定の信号に基づいて監視する構成に限定されない「動作状態監視部」が記載されているところ（甲2の【0014】）、「動作状態監視部」の構成として、その具体例に限定しなければ当初明細書等の記載の範囲を超

えると判断されるとの根拠は存在しない。本件各発明の課題解決の観点で必要な情報は「運転中であるか否かを示す情報」であり、これは「運転中」か「空き」かを示す情報であれば足りる。「動作状態監視部」が有料自動機の電流を電流検知センサーで取得した情報でなければ、課題を解決できないとの事情はないこと、有料自動機の動作を検知する電流センサー以外の方法が明確に記載されていないければ、上位概念である「動作状態監視部」と特定することは許されないということはなく、本件審決の判断に誤りがあるとはいえない。

イ 本件審決は、当初明細書等において、有料自動機の有料自動機制御部10内に有料自動機の動作状態を示す回路ないし回路素子が存在することは、当業者において自明な事項であるとしたが、これは、コイン信号に基づいて動作するという有料自動機の特徴を踏まえれば、動作状態を示すラッチ回路などの監視結果でも動作しているかどうかを検知できると当業者であれば認識できるとするものであって、本件審決の判断に誤りはない。また、原告は、制御と運転中であるかの確認とは異なると主張するが、本件審決は、コイン信号に基づいて動作するという有料自動機の特徴を踏まえれば、動作状態を示すラッチ回路などの監視結果でも動作しているかどうかを検知できると当業者であれば認識できると判断したものであって、本件審決の判断に誤りはない。さらに、料金収受情報に基づき有料自動機が動作するのであれば、料金収受情報は実際に有料自動機を動作させる情報であるから、料金収受情報から有料自動機が動いているかを推測するという新たな技術的事項を導入することにはならない。

### (3) 裁判所の判断

#### (1) 補正要件について

特許法17条の2第3項は、特許請求の範囲等の補正については、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない旨規定するところ、ここでいう「最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項」とは、当業者によって、明細書、特許請求の範囲又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項を意味するものというべきである。そして、第三者に対する不測の損害の発生を防止し、出願当初における発明の開示が十分に行われることを担保して先願主義の原則を実質的に確保しようとするとの見地からすれば、当該補正が、上記のようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において」するものに当たるといふべきである（知的財産高等裁判所平成18年（行ケ）第10563号同20年5月30日特別部判決参照（ソルダーレジスト事件））。

#### (2) 補正事項について

前記第2の2(1)及び(2)によると、本件補正は、下記の補正事項を含むものである。  
ア 本件補正前の特許請求の範囲の請求項1における「前記有料自動機の動作を検知するセンサーとを含み、」「前記センサーの検知信号に基づいて」を削除する。（以下、この補正事

項を「補正事項1」という。)

イ 本件補正前の特許請求の範囲の請求項1における「前記ポイントカード装置は、・・・前記有料自動機の動作状態を監視し、結果を前記管理サーバへ送信する動作状態監視部を有するものであり、」を、本件補正後の「前記ICカードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置は、・・・接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を出力し、」とする。(以下、この補正事項を「補正事項2」という。)

上記補正事項1及び2が、当初明細書等に記載した範囲内の事項か否かにつき、以下検討する。

### (3) 補正事項2の検討

ア まず、補正事項2について検討するに、当初明細書等には、次の記載がある。

「有料自動機制御部10は、現金投入検知部12から出力されたコイン信号に基づいて有料自動機Lの動作を制御するものである。本実施形態において、有料自動機Lは、洗濯機や乾燥機等のランドリー装置である。既存の有料自動機Lが、有料自動機制御部10、現金投入部11および現金投入検知部12を備えている場合には、有料自動機制御部10と現金投入検知部12との間にポイントカード装置2を接続する。また、有料自動機Lの電源コードには、有料自動機Lの動作を検知するセンサーとしての電流センサー13を接続する。【0012】

「また、ポイントカード装置2は、現金投入検知部12から出力された現金投入の検知信号(コイン信号)の入力および有料自動機制御部10に対して現金投入と同じ検知信号、すなわちコイン信号の出力を行う現金投入信号入出力部30と、現金投入部11に対して現金投入の禁止信号を出力する禁止信号出力部31と、現金投入信号入出力部30によりコイン信号を有料自動機制御部10へ送出する課金処理部25と、禁止信号出力部31により現金投入部11への現金の投入禁止を設定する禁止処理部26と、有料自動機Lの動作状態を監視する動作状態監視部27と、各種情報表示を行う表示部28と、電気通信回線3により管理サーバ4と通信を行う通信部29とを有する。【0014】

「図3に示すように、ポイントカード装置2は、メイン基板32上に、ポイント加算処理部22、ポイント利用処理部24、課金処理部25、禁止処理部26および動作状態監視部27を構成する中央演算処理装置(CPU)33と、表示部28としての表示器34と、ポイント利用指示部23としての利用ボタン35と、カードリーダーライター部21としての非接触型ICカードリーダー／ライター36と、通信部29としての無線LANモジュール37と、現金投入信号入出力部30および禁止信号出力部31を構成する入出力インターフェース(I/F)38とを有する。【0015】 「課金処理部25は、後述する管理サーバ4の課金指示手段41の指示に基づき、指定金額の現金の投入と同じ検知信号(コイン信号)を、現金投入信号入出力部30を通じて有料自動機制御部10へ送出する。禁止処理部26は、後述する管理サーバ4の禁止指示手段42の指示に基づき、現金投入部11への現金の投入禁止を、禁止信号出力部31を通じて設定する。動作状態監視部2

7は、電流センサー13の検知信号に基づいて有料自動機Lの動作状態（運転中または空き）を監視し、結果を管理サーバ4へ送信する。【0020】

イ 上記各記載によると、当初明細書等には、(ア)「ポイントカード装置2」が、「動作状態監視部27」を有すること（【0014】）、(イ)「動作状態監視部27」は、有料自動機Lが運転中か空きかを監視した結果を管理サーバ4へ送信すること（【0020】）、(ウ)「有料自動機L」の実施形態は「ランドリー装置」であること（【0012】）、(エ)「ポイントカード装置2」は「ICカードリーダー／ライター36」と「通信部29」を有すること（【0015】）が記載されていたものと認められる。

ウ 上記イ(ア)及び(イ)によると、当初明細書等には「ポイントカード装置2は、有料自動機Lが運転中か空きかを監視した結果を管理サーバ4へ送信すること」が記載され、また、上記イ(イ)～(エ)によると、当初明細書等には「ICカードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置は、ランドリー装置が運転中か空きかを監視した結果を管理サーバ4へ送信すること」が記載されていたと理解できる。

ここで、「ランドリー装置が運転中か空きかを監視した結果」とは、「ランドリー装置」の状態を「運転中である」又は「運転中でない（空き）」の2つの状態に区分し、そのいずれかの状態に対応付けた結果を示す情報、すなわち「ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報」であるといえる。また、「結果を管理サーバ4へ送信すること」が「情報を出力すること」であることは、当業者に自明である。

したがって、当初明細書等には「前記ICカードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置は、・・・接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を出力し、」との事項である上記補正事項2が記載されていたといえる。

#### (4) 補正事項1の検討

上記(3)のとおり、本件補正前の「前記有料自動機の動作状態を監視し、結果を前記管理サーバへ送信する」こと（以下「監視して送信」という。）は、本件補正後の「接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を出力」すること（以下「情報を出力」という。）に対応し、両者はともに当初明細書等に記載された事項である。

ここで、監視のためには監視対象の情報を取得する必要があり、情報を出力するためには出力したい情報に関するデータの入力が必要なことは自明のことであるから、上記「監視して送信」及び「情報を出力」のいずれの処理においても、その前提として、ランドリー装置の動作に関係する何らかの信号を検知すること自体は当然に行われることであり、当初明細書等において自明の前提であるといえる。そして、この自明の前提は、検知する信号の種類（電流値、コイン信号等）や監視の具体的な方法（計測値に基づく判断か、推測か等）を問わないものであり、本件補正の前後で何ら変わることはないものであるといえる。

そうすると、本件補正前の請求項1の記載は、上記自明の前提を「前記有料自動機の動作を検知するセンサーとを含み、」及び「前記センサーの検知信号に基づいて」との事項に

よって更に特定したものであり、補正事項1において当該事項を削除することで、センサーの検知信号以外の情報に基づくものが含まれることになったとしても、上記自明の前提に照らせば、当初明細書等に記載された事項であって、新たな技術的事項を導入するものとはいえない。またこの点は、上記自明の前提の具体的な態様が「電流センサー」から他の手段に変わったとしても、「監視して送信」や「情報を出力」する処理が行われる限り、本件発明1の課題（各設置場所を巡回することなく有料自動機の動作状態を容易に確認することが可能な有料自動機の制御システムを提供する（甲2の【0005】））は解決され、効果に顕著な差が生じることがないことから裏付けられる。

したがって、補正事項1は、当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではないといえる。

そして、本件補正の内容に照らすと、上記検討した補正事項1及び2のほかにおいても、当初明細書等に記載した範囲を超えるものはないと認められる。

## 5. コメント

### (1) 補正理由

上記補正は、拒絶理由通知において、引用された引用文献1（特開2008-289895号公報）には、「管理者側15の端末装置16はサーバー23とインターネット25によって常時接続しているためコインランドリー機器のデータは常時受信が可能であり、トラブル発生時には管理者側15の端末装置16に、サーバー23の送信手段によってトラブル内容がリアルタイムに送信されるコインランドリー管理システム」が記載されており、トラブル信号に基づいたデータをサーバーに送信させるデータコントローラの役割をどの装置が担うかは、当業者が適宜選択すべき事項である。との指摘を受けて、補正されたものです。

この拒絶理由通知に対しては、審査官面談が行われ、面談記録では

- ・自動販売機と差別化するために、「ランドリー装置」に補正
- ・運転中であるか否かを示す情報を管理サーバに出力すること

とのコメントが添えられていました。

即ち、上記補正は、自動販売機と差別化するために、実施形態の「ランドリー装置」の構成・名称を取り入れる態様で補正がなされているように思います。

また、補正前の「有料自動機の動作状態を監視し、結果を前記管理サーバへ送信する」内容であれば引用文献1の「トラブル信号に基づいたデータをサーバーに送信」が含まれてしまうことから、これを解消するために、「ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を出力」に特定したのではないかと思われます（面談記録・意見書には、理由ははっきり記載されていなかったので推測です）。

### (2) 補正事項2に関して



「前記ポイントカード装置は、・・・前記有料自動機の動作状態を監視し、結果を前記管理サーバへ送信する動作状態監視部を有するものであり、」を、本件補正後の「前記ICカードリーダー／ライター部と通信部とを有する装置は、・・・接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報を出力し、」とする補正を補正事項2としています。

この補正事項2について、裁判所は、明細書には、「情報を出力する」といった包括的・直接的な記載はないが、当業者にとって自明として、補正事項2は、当初明細書等に記載した範囲内であるとの判断をしています（上記ソルダーレジスト事件の補正要件を満たす）。

本件のように、明細書に「情報」といった直接的な記載はないが、具体的な送信内容で記載された内容を、包括的・上位概念的な記載である「情報」に補正したい場合があるように思います。

特に、本件のような分割出願では、親出願の発明のポイントとは異なる観点（当初の想定とは異なる観点）から特許請求の範囲を記載することになるため、明細書中に、分割出願での特許請求の範囲の記載を担保する十分な記載がない場合があります。

例えば、そのような場合には、上記判例の理由付けを意見書等で利用できるように思われました。

例えば、装置Aの異常を監視するシステムに関して、明細書には、「検知器は、装置Aの異常を監視し、その結果をサーバに送信する」とだけ記載され、「装置Aが異常であるか否かを示す情報を出力する」というような直接的な記載がない場合、補正の根拠（新規事項の追加ではない）として、上記判例の理由を利用して、下記のように主張できるのではないかと思われました。

「検知器が装置Aの異常を監視した結果」とは、「装置A」の状態を「異常である」又は「異常でない（正常）」の2つの状態に区分し、そのいずれかの状態に対応付けた結果を示す情報、すなわち「装置Aが異常であるか否かを示す情報」であるといえます。また、「結果をサーバへ送信すること」が「情報を出力すること」であることは、当業者にとって自明であると考えます。

したがって、当初明細書等には「検知器は、装置Aが異常であるか否かを示す情報を出力し、」との事項が記載されていたといえます（新規事項追加ではない）。

### （3）補正事項1に関して

補正前の特許請求の範囲の請求項1における「前記有料自動機の動作を検知するセンサーとを含み、」「前記センサーの検知信号に基づいて」を削除する補正を補正事項1としています。

補正事項1では、上記事項を削除することで、明細書には、「電流センサー13」しか例示されていないが、「有料自動機の動作を検知するセンサー」の「検知信号」以外によ

り動作状態を監視するものを含むように上位概念化された内容になっています。なお、この補正事項1は、有料自動機の動作（ランドリー装置が運転中であるか否か）を検知する手段は、この発明の本質的部分ではなく、限定したくないとの意図で補正されたものと思われま

す。  
この補正事項2について、裁判所は、検知する信号の種類（電流値、コイン信号等）や監視の具体的な方法（計測値に基づく判断か、推測か等）を問わないものであり、本件補正の前後で何ら変わることはないものであるとして、補正事項1において当該事項を削除することで、センサーの検知信号以外の情報に基づくものが含まれることになったとしても、上記自明の前提に照らせば、当初明細書等に記載された事項であって、新たな技術的事項を導入するものとはいえないとの判断をしています（上記ソルダーレジスト事件の補正要件を満たす）。

ここで、裁判所は、理由の中で、「上記自明の前提の具体的な態様が「電流センサー」から他の手段に変わったとしても、「監視して送信」や「情報を出力」する処理が行われる限り、本件発明1の課題（各設置場所を巡回することなく有料自動機の動作状態を容易に確認することが可能な有料自動機の制御システムを提供する（甲2の【0005】）は解決され、効果に顕著な差が生じることがないことから裏付けられる」と述べています。

この理由付けは、上記補正事項1により上位概念化することによって、明細書に記載されていない構成を含む場合の自明の範囲がどの程度なのかを示唆しているように思いました（均等論の第2要件を満たす範囲のようなイメージかと思いましたが（相違部分を対象製品におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏する）。

#### （4）その他

なお、EPでは、EPC123条(2)(3)により、補正による新規事項の追加・権利の拡張に対しては厳しい判断がされることから、上記補正事項1，2は認められない可能性が高いと思われました。

以上